第４章

古河市地区コミュニティ活動のようす

令和4年度 古河市コミュニティ活動助成金交付実績

地区	組織名	事業名	助成金種別	4年度実績額	4年度合計
第1地区	第1地区コミュニティ わたらせ	定期総会	運営助成金		
		広報紙（わたらせだより 第7号～第18号）	広報紙発行事業		
		健康づくり出前講座事業	地域福祉活動に関する事業		
		防災安全事業	防災・防犯活動に関する事業		
第2地区	第2地区コミュニティ「雪華」	定期総会	運営助成金		
		広報紙（雪華 創刊号）	広報紙発行事業		
第3地区	第三地区珊瑚の会	定期総会	運営助成金		
第4地区	第4地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		自主防災活動事業	防災・防犯活動に関する事業		
		青色パトロールカー活動事業	防災・防犯活動に関する事業		
		広報紙（古河往還 第12号）	広報紙発行事業		
第5地区	コミュニティあかしや	定期総会	運営助成金		
第6地区	第6地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
第7地区	第7地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		清掃活動	環境美化活動に関する事業		
		広報紙（第3号）	広報紙発行事業		
第8地区	第8地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		広報紙（岡郷だより 第4号）	広報紙発行事業		
第9地区	コミュニティ・エリア9	定期総会	運営助成金		
		西牛っ子安全見守り事業	防災・防犯活動に関する事業		
		広報紙（area9ニュース 第11号、第12号）	広報紙発行事業		
		第11回 ウォーキングフェスタ	イベント等の開催に関する事業		
第10地区	第10地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		ワイワイソフトボール大会	イベント等の開催に関する事業		
		防災講座事業	防災・防犯活動に関する事業		
		広報紙（第7号）	広報紙発行事業		
第11地区	第11地区コミュニティ 径しるべ	定期総会	運営助成金		
第12地区	第12地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		地区内クリーンアップ作戦	環境美化活動に関する事業		
第13地区	第13地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		地域安全見守り活動	防災・防犯活動に関する事業		
		広報紙（とねの絆 第18号、第19号）	広報紙発行事業		
第14地区	第14地区コミュニティ さくら和の会	定期総会	運営助成金		
		新4号国道クリーン大作戦	環境美化活動に関する事業		

地区	組織名	事業名	助成金種別	4年度実績額	4年度合計
第15地区	第15地区コミュニティ諸川竹とんぼ	定期総会	運営助成金		
		第24回もろかわグランドゴルフ大会	イベント等の開催に関する事業		
		広報紙（第48号、第49号）	広報紙発行事業		
第17地区	第17地区ふれあいの会	定期総会	運営助成金		
		広報誌（ふれあい 第100号、第101号）	広報紙発行事業		
		クリーン作戦	イベント等の開催に関する事業		
第18地区	じゅうにひとえの会	定期総会	運営助成金		
		あちこち咲かそう 花いっぱい運動	環境美化活動に関する事業		
		広報紙（じゅうにひとえ No.110、No.111）	広報紙発行事業		
第19地区	八俣ふきの芽会	定期総会	運営助成金		
第20地区	名崎名の崎会	定期総会	運営助成金		
		広報紙（名の崎物語 第103号～第105号）	広報紙発行事業		
		第20回 名の崎会 グラウンドゴルフ大会	地域福祉活動に関する事業		
		第17回 ファミリースポーツ大会	イベント等の開催に関する事業		
		第27回 名崎サンタ宅配便	地域福祉活動に関する事業		
		視察研修会	防災・防犯活動に関する事業		
古河市コミュニティ推進協議会		定期総会	運営助成金		
合計					

【参考】令和元年度 古河市コミュニティ活動助成金交付実績

地区	組織名	事業名	助成金種別	元年度実績額	元年度合計
第1地区	第1地区コミュニティ 設立準備委員会	設立準備会	設立助成金		
第3地区	第三地区珊瑚の会	定期総会	運営助成金		
		第10回 第三地区珊瑚の会納涼祭	イベント開催事業		
		サンゴの会（第9号）	広報紙発行事業		
第4地区	第4地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		自主防災活動	自主防災活動		
		青色パトロールカー活動事業	防犯活動事業		
		立哨及び見守り活動事業	防犯活動事業		
		健康づくり活動事業	健康づくり事業		
		広報紙発行（古河往還9号、10号）	広報紙発行事業		
第5地区	コミュニティあかしや	定期総会	運営助成金		
		アカシヤ祭支援事業	イベント開催事業		
		森林・林業体験学習	環境美化活動		
		防災学習会	自主防災活動		
		広報あかしや（第13号）	広報紙発行事業		
第6地区	第6地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		第6地区防災訓練	イベント開催事業		
		学童みまもりたい	防犯活動事業		
		健康ウォーキング大会	健康づくり事業		
		広報紙（第6地区コミュニティ第7号）	広報紙発行事業		
第8地区	第8地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		第10回 ウォーキング大会	イベント開催事業		
		新4号バイパスクリーン作戦	環境美化活動		
		防災研修	自主防災活動		
		広報紙（創刊号）	広報紙発行事業		
第9地区	コミュニティ・エリア9	定期総会	運営助成金		
		第8回 ウォーキングフェスタ	イベント開催事業		
		西牛っこ安全見守り事業	防犯活動事業		
		広報紙（エリア9ニュース7号、8号）	広報紙発行事業		
第10地区	第10地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		首都圏外郭放水路視察事業	自主防災活動		
		災害図上訓練事業（DIG）	自主防災活動		
		ワイワイソフトボール大会	健康づくり事業		
		広報紙（第5号、6号）	広報紙発行事業		
第11地区	第11地区コミュニティ 径しるべ	定期総会	運営助成金		
		防犯パトロール事業	防犯活動事業		
		田植え・稲刈り事業	その他の事業		
		径しるべまつり	イベント開催事業		
第12地区	第12地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		防災講習会	自主防災活動		
		クリーン作戦	環境美化活動		

地区	組織名	事業名	助成金種別	元年度実績額	元年度合計
第13地区	第13地区コミュニティ	定期総会	運営助成金		
		防災訓練	イベント開催事業		
		新4号バイパスクリーン作戦	環境美化活動		
		地域安全見守り活動	防犯活動事業		
		広報紙（とねの絆 第14号、第15号）	広報紙発行事業		
第14地区	第14地区コミュニティ さくら和の会	定期総会	運営助成金		
		さくら和の会祭り	イベント開催事業		
		新4号バイパスクリーン作戦	環境美化活動		
第15地区	第15地区コミュニティ 諸川竹とんぼ	定期総会	運営助成金		
		もろかわフェスティバル2019	イベント開催事業		
		第22回もろかわグランドゴルフ大会	健康づくり事業		
		広報紙（No.43～45 もろフェス号）	広報紙発行事業		
第16地区	駒込学区手のひらの会	定期総会	運営助成金		
		手のひら夏祭り	イベント開催事業		
		新4号バイパスクリーン作戦	環境美化活動		
		広報紙（手のひら No.61～63）	広報紙発行事業		
第17地区	第17地区ふれあいの会	定期総会	運営助成金		
		第27回 第17地区ふれあい祭り	イベント開催事業		
		新4号バイパスクリーン作戦	環境美化活動		
		ふれあい研修会	自主防災活動		
		広報紙（ふれあい No.95～98）	広報紙発行事業		
第18地区	じゅうにひとえの会	定期総会	運営助成金		
		第25回 夢追いまつり	イベント開催事業		
		どきどきファイヤーマン 防災体験	自主防災活動		
		あちこち咲かそう 花いっぱい運動	環境美化活動		
		夢塾(春の野草観察)	地域福祉活動		
		三世代遊遊フェスティバル	地域福祉活動		
		ミニ敬老会「年越しそばを味わう集い」	地域福祉活動		
		広報紙（じゅうにひとえ No.102～104）	広報紙発行事業		
第19地区	八俣ふきの芽会	定期総会	運営助成金		
		第23回 ふきの芽一座公演	イベント開催事業		
		広報紙（ふきの芽 第269号～277号）	広報紙発行事業		
第20地区	名崎名の崎会	定期総会	運営助成金		
		第16回 ファミリースポーツ大会	イベント開催事業		
		第5回 自主防災訓練	自主防災活動		
		第19回 グランドゴルフ大会	健康づくり事業		
		第26回 名崎サンタ宅配便	地域福祉活動		
		名の崎会視察研修会	自主防災活動		
		広報紙（名の崎物語 第94号～96号）	広報紙発行事業		
古河市コミュニティ推進協議会		定期総会	運営助成金		
		視察研修会	自主防災活動		
		防犯に関する啓発活動	イベント開催事業		
		後期研修会	地域福祉活動		
合計					

令和4年度 古河市コミュニティ団体の概要

地区	組織名	地区情報	
第1地区 （構成組織数 36）	第1地区コミュニティわたらせ	人口	7,574
		世帯数	3,663
第2地区 （構成組織数 18）	第2地区コミュニティ「雪華」	人口	9,185
		世帯数	4,577
第3地区 （構成組織数 5）	第三地区珊瑚の会	人口	7,544
		世帯数	3,578
第4地区 （構成組織数 22）	第4地区コミュニティ	人口	9,247
		世帯数	4,264
第5地区 （構成組織数 7）	コミュニティあかしや	人口	3,216
		世帯数	1,589
第6地区 （構成組織数 11）	第6地区コミュニティ	人口	10,433
		世帯数	5,000
第7地区 （構成組織数 18）	第7地区コミュニティ	人口	8,295
		世帯数	3,682
第8地区 （構成組織数 6）	第8地区コミュニティ	人口	9,134
		世帯数	4,152
第9地区 （構成組織数 7）	コミュニティ・エリア9	人口	5,637
		世帯数	2,744
第10地区 （構成組織数 4）	第10地区コミュニティ	人口	10,835
		世帯数	4,859
第11地区 （構成組織数 4）	第11地区コミュニティ径しるべ	人口	5,218
		世帯数	2,428

地区	組織名	地区情報	
第12地区 （構成組織数 5）	第12地区コミュニティ	人口	6,972
		世帯数	3,086
第13地区 （構成組織数 7）	第13地区コミュニティ	人口	3,936
		世帯数	1,673
第14地区 （構成組織数 5）	第14地区コミュニティさくら和の会	人口	8,638
		世帯数	3,539
第15地区 （構成組織数 14）	第15地区コミュニティ諸川竹とんぼ	人口	9,265
		世帯数	4,305
第16地区 （構成組織数 5）	駒込学区手のひらの会	人口	2,579
		世帯数	1,076
第17地区 （構成組織数 4）	第17地区ふれあいの会	人口	1,916
		世帯数	828
第18地区 （構成組織数 12）	じゅうにひとえの会	人口	5,007
		世帯数	2,187
第19地区 （構成組織数 19）	八俣ふきの芽会	人口	7,627
		世帯数	3,245
第20地区 （構成組織数 15）	名崎名の崎会	人口	8,468
		世帯数	3,675
古河市コミュニティ推進協議会			

古河市地区割図

古河市では、自治会や行政区を以下の①～⑳の地区に区分しています。

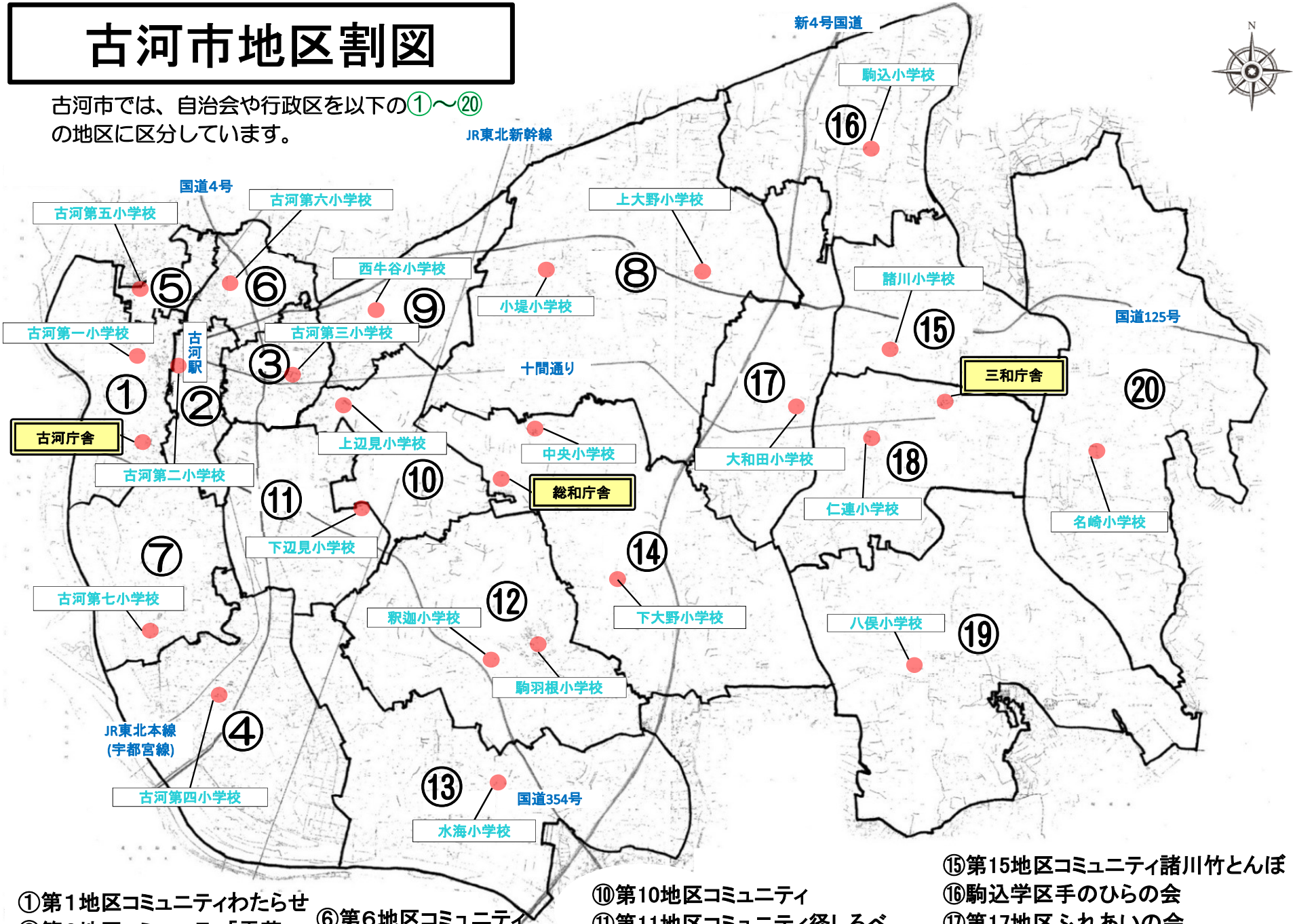

①第１地区コミュニティわたらせ
②第２地区コミュニティ「雪華」
③第三地区珊瑚の会
④第４地区コミュニティ
⑤コミュニティあかしや

⑥第６地区コミュニティ
⑦第７地区コミュニティ
⑧第８地区コミュニティ
⑨コミュニティ・エリア９

⑩第10地区コミュニティ
⑪第11地区コミュニティ径しるべ
⑫第12地区コミュニティ
⑬第13地区コミュニティ
⑭第14地区コミュニティさくら和の会

⑮第15地区コミュニティ諸川竹とんぼ
⑯駒込学区手のひらの会
⑰第17地区ふれあいの会
⑱じゅうにひとえの会
⑲八俣ふきの芽会
⑳名崎名の崎会

～イベント等の開催に関する事業～

①第三地区珊瑚の会【納涼祭】
②コミュニティあかしや【アカシヤ祭支援事業】
③第8地区コミュニティ【ウォーキング大会】
④コミュニティ・エリア9【ウォーキングフェスタ】
⑤第10地区コミュニティ【ワイワイソフトボール大会】
⑥第11地区コミュニティ 径しるべ【径しるべまつり】
⑦第14地区コミュニティさくら和の会【さくら和の会祭り】
⑧第15地区コミュニティ諸川竹とんぼ【もろかわフェスティバル】
⑨駒込学区手のひらの会【手のひら夏祭り】
⑩第17地区ふれあいの会【第17地区ふれあい祭り】
⑪じゅうにひとえの会【夢追いまつり】
⑫八俣ふきの芽会【ラブユーふきの芽まつり、ふきの芽一座公演】
⑬名崎名の崎会【ファミリースポーツ大会】

①

②

③

④

⑤

⑦

さくら和の会まつり

⑧

もろ
MOLO
フェス
もろかわフェスティバル

⑨

手のひら夏祭り

⑩

⑪

⑫

子ども達に、日本一のふるさとを!

⑬

～環境美化活動に関する事業～

①コミュニティあかしや【森林・林業体験学習】
②第7地区コミュニティ【清掃活動】
③第8地区コミュニティ、第13地区コミュニティ、第14地区コミュニティさくら和の会
　駒込学区手のひらの会、第17地区ふれあいの会 【5地区合同クリーン作戦】
④第12地区コミュニティ【クリーンアップ作戦】
⑤じゅうにひとえの会【あちこち咲かそう 花いっぱい運動】

①

④

③

⑤

～防災・防犯活動に関する事業～

①第１地区コミュニティわたらせ【防災安全事業】
②第4地区コミュニティ
　【自主防災活動事業、青色パトロールカー活動事業、立哨及び見守り活動事業】
③コミュニティあかしや【防災学習会】
④第6地区コミュニティ【防災訓練、学童みまもりたい】
⑤第8地区コミュニティ【防災研修】
⑥コミュニティ・エリア9【西牛っ子安全見守り事業】
⑦第１0地区コミュニティ
　【防災講座事業、災害図上訓練事業（DIG)、首都圏外郭放水路視察事業】
⑧第１１地区コミュニティ径しるべ【防犯パトロール事業】
⑨第１3地区コミュニティ【防災訓練、地域安全見守り活動】
⑩第１7地区ふれあいの会【ふれあい研修会】
⑪じゅうにひとえの会【どきどきファイヤーマン防災体験】
⑫名崎名の崎会【自主防災訓練、視察研修会】

①

②

③

⑤

④

⑥

⑦

⑨

⑩

⑪

⑫

～地域福祉活動に関する事業～

①第１地区コミュニティわたらせ【健康づくり出前講座事業】
②第4地区コミュニティ【健康づくり活動事業】
③第6地区コミュニティ【健康ウォーキング大会】
④第１0地区コミュニティ【ワイワイソフトボール大会】
⑤第１5地区コミュニティ諸川竹とんぼ【もろかわグランドゴルフ大会】
⑥じゅうにひとえの会【ミニ敬老会「年越しそばを味わう集い」、
夢塾（春の野草観察）、三世代遊遊フェスティバル】
⑦名崎名の崎会【グランドゴルフ大会、名崎サンタ宅配便】

②

③

④

⑤

⑥

⑦

～その他の事業～

①第１１地区コミュニティ径しるべ【田植え・稲刈り事業】

～広報紙発行事業～

①第１地区コミュニティわたらせ【わたらせだより】
②第2地区コミュニティ「雪華」【雪華】
③第三地区珊瑚の会【サンゴの会】
④第4地区コミュニティ【古河往還】
⑤コミュニティあかしや【広報あかしや】
⑥第6地区コミュニティ【第6地区コミュニティ】
⑦第7地区コミュニティ【第7地区コミュニティ】
⑧第8地区コミュニティ【岡郷だより】
⑨コミュニティ・エリア9【area9ニュース】
⑩第１0地区コミュニティ【広報第１0地区コミュニティ】
⑪第１3地区コミュニティ【とねの絆】
⑫第１5地区コミュニティ諸川竹とんぼ【竹とんぼ】
⑬駒込学区手のひらの会【手のひら】
⑭第１7地区ふれあいの会【ふれあい】
⑮じゅうにひとえの会【じゅうにひとえ】
⑯八俣ふきの芽会【ふきの芽】
⑰名崎名の崎会【名の崎物語】

◎広報紙は、市民協働課カウンター、市民活動支援センター（市内3カ所）に設置、および行政自治会正副地区長会議時に配布し、皆様に読んでいただいております。

～コミュニティ推進協議会～

①視察研修（自主防災に関する事業：そなエリア東京視察）
②防犯に関する啓発活動（全体事業：古河駅での防犯キャンペーン及びコミュニティ周知活動）
③後期研修会

①

②

地区コミュニティ設立状況

	地区	名 称	設 立	備 考
古河地区	1	第1地区コミュニティわたらせ	令和２年 10 月 17 日	
	2	第2地区コミュニティ「雪華」	令和４年２月 11 日	
	3	第三地区珊瑚の会	平成 24 年６月２日	
	4	第4地区コミュニティ	平成 27 年４月 12 日	
	5	コミュニティあかしや	平成 25 年６月 23 日	
	6	第6地区コミュニティ	平成 25 年 12 月 15 日	
	7	第7地区コミュニティ	令和２年 12 月６日	
総和地区	8	第8地区コミュニティ	平成 24 年４月 25 日	
	9	コミュニティ・エリア9	平成 24 年 11 月 25 日	
	10	第10地区コミュニティ	平成 29 年６月 10 日	
	11	第11地区コミュニティ 径しるべ	平成 25 年４月 21 日	
	12	第12地区コミュニティ	平成 24 年６月１日	
	13	第13地区コミュニティ	平成 24 年 11 月 18 日	
	14	第14地区コミュニティさくら和の会	平成 24 年９月 30 日	
三和地区	15	第15地区コミュニティ諸川竹とんぼ	平成５年７月７日	
	16	駒込学区手のひらの会	平成６年６月９日	
	17	第17地区ふれあいの会	平成５年９月 18 日	
	18	じゅうにひとえの会	平成５年８月 28 日	
	19	八俣ふきの芽会	平成５年５月 22 日	
	20	名崎名の崎会	平成５年５月 30 日	

第５章　条例・要綱

１　古河市自治基本条例

平成21年９月９日

条例第32号

改正　平成27年９月17日条例第34号

目次

前文

第１章　総則（第１条―第３条）

第２章　基本理念及び基本原則（第４条・第５条）

第３章　市民及び事業者（第６条・第７条）

第４章　市議会（第８条・第９条）

第５章　執行機関（第10条―第12条）

第６章　参加及び協働（第13条―第19条）

第７章　市政運営（第20条―第29条）

第８章　国、他の地方公共団体等との連携（第30条・第31条）

第９章　改正（第32条）

附則

関東平野の中央に位置し、利根と渡良瀬の２大河川の懐に抱かれた古河は、万葉の時代から豊かな大地の恵みを受けながら、独自の文化を築いてきました。室町時代には古河公方の本拠地として、江戸時代には古河藩の城下町として、また、日光街道の宿場町として繁栄し、歴史に名をとどめています。先人たちの努力の上に築かれた歴史や風土を基盤に、近年、商業、工業及び農業の各分野を中心として、それぞれ発展してきた古河、総和及び三和の３市町は、平成17年９月12日に合併し、新しい古河市が誕生しました。古河市は、将来像を「風格と希望に満ちた“いきいき古河”」と定め、北関東の雄都となるよう新たな一歩を踏み出しました。

21世紀を迎え、地方分権の進展により、地方自治の役割が日々重みを増してきている中にあって、私たちは、豊かな自然、歴史及び文化を大切にし、市民福祉の充実を図り、誇り得る地域社会を築けるよう、基本的人権を尊重し、自らの地域は自らが治める市民自治の実現を目指しています。

この条例は、市政への参加及び協働の仕組みに関する基本事項並びに市政運営の基本原則を定めるものです。

私たちは、市民自治によるまちづくりを推進するため、古河市の最高規範として、この条例を定めます。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、自治に関する基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市政への参加及び協働に関する基本事項並びに市政運営の基本原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　市民　市内に住所を有する者をいう。

（２）　市民等　市民並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。

（３）　事業者　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

（４）　執行機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに水道事業管理者をいう。

（５）　市　市民等及び事業者、市議会並びに執行機関によって構成され、まちづくりを自主的かつ総合的に行う役割を担う主体としての古河市をいう。

（６）　協働　市民等及び事業者、市議会並びに執行機関が、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、相互に助け合い協力することをいう。

（最高規範性）

第３条　この条例は、市政の基本事項について、市が定める最高規範であり、

市は、他の条例、規則等の制定、改正等並びにその解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければならない。

第２章　基本理念及び基本原則

（基本理念）

第４条　市は、豊かな自然、歴史及び文化を大切にし、市民福祉の充実を図り、誇り得る地域社会を築けるよう、基本的人権を尊重し、市民等による自主的かつ主体的な活動に基づく市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

（基本原則）

第５条　市は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

（１）　情報共有の原則　市政に関する情報を共有すること。

（２）　参加の原則　市民の参加の下に市政運営が行われること。

（３）　協働の原則　協働してまちづくりを行うこと。

第３章　市民及び事業者

（市民の権利及び責務）

第６条　市民は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権等の市政に参加する権利を有する。ただし、市民は、市政への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

２　市民等は、地域における自治活動、ボランティア活動等の自主的な活動（以下「コミュニティ活動」という。）を自由に営むことができる。

３　市民等は、地域における情報を知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

４　市民は、市政への参加に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの意見及び行動を尊重し、持続可能な地域社会を築くよう努めなければならない。

５　市民等は、法令及び条例を遵守するとともに、地域社会の発展に向けて自ら行動し、市民自治による協働のまちづくりの推進に努めなければなら

ない。

（事業者の権利及び責務）

第７条　事業者は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び執行機関と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

２　事業者は、法令及び条例を遵守するとともに、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図ることにより、安全で快適な環境の実現及びまちづくりの推進に努めなければならない。

第４章　市議会

（市議会の役割及び責務）

第８条　市議会は、重要事項を議決する機関であって、執行機関による市政運営に対し監視及びけん制を行うものとする。

２　市議会は、議会活動に関する情報提供を積極的に推進するとともに、開かれた議会運営を行うものとする。

３　市議会は、前２項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限発揮して活動するものとする。

（議員の責務）

第９条　市議会の議員（以下「議員」という。）は、政策提言及び政策立案に努めるとともに、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

２　議員は、市民の代表としての品位を保持し、自己研さんを図るとともに、常に市全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務を遂行するものとする。

第５章　執行機関

（市長の責務）

第１０条　市長は、市民の代表者として、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営を行うものとする。

２　市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明するものとする。

３　市長は、市の職員を適切に管理監督するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と活力を持った人材の育成を図るものとする。

（執行機関の事務処理の原則等）

第１１条　執行機関は、各々の所掌事務について、自らの判断と責任においてこれを公正かつ誠実に処理するものとする。

２　執行機関は、市長の総合的な調整の下、執行機関相互の連携を図りながら、効率的に市政運営を行うものとする。

（執行機関の組織及び職員）

第１２条　執行機関は、その構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しを行うものとする。

２　執行機関の職員は、全体の奉仕者として、第５条に規定する基本原則にのっとり、全力を挙げて職務を遂行するものとする。

第６章　参加及び協働

（市政への参加及び協働）

第１３条　執行機関は、市民の市政への参加の機会を拡充することにより、協働してまちづくりに取り組むものとする。

２　市民等及び事業者、市議会並びに執行機関は、相互に自主性を尊重し、協働してまちづくりに取り組むものとする。

（男女共同参画）

第１４条　市は、男女が自らの意思と責任により、あらゆる分野における活動に参画する社会の実現を目指し、別に条例で定めるところにより、男女共同参画の推進に取り組むものとする。

（コミュニティ活動）

第１５条　市民等及び事業者は、コミュニティ活動がまちづくりにおいて重要であることを認識し、コミュニティ活動への参加、育成等に努めるものとする。

２　執行機関は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、必要な活動の支援を行うものとする。

（審議会の設置及び運営等）

第１６条　執行機関は、市民、学識経験者等の意見を市政に反映させるため、執行機関の付属機関としての審議会等や市政懇談会、市民フォーラム等を

設置することができる。

２　執行機関は、審議会を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成等が不均衡にならないよう留意するものとする。

３　審議会の会議又は会議内容は、法令、条例等に特別の定めがある場合その他特別の事由がある場合を除き、原則として公開するものとする。

（学校と地域の連携）

第１７条　教育委員会は、地域と連携し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

（パブリックコメント）

第１８条　執行機関は、別に定めるところにより、重要な条例、計画等の策定に当たり、事前にその案を公表し、提出された市民の意見に対する執行機関の考え方を公表するパブリックコメントを実施し、市民の意見を市政に反映させるものとする。

（住民投票）

第１９条　市は、市政における重要事項について、市民の意思を確認するため市民による住民投票を実施することができる。

２　住民投票に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとし、地方自治法で定めるところにより、市民はその条例の制定を請求する権利を、議員及び市長はその条例の制定を提案する権利を有する。

第７章　市政運営

（総合計画）

第２０条　市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想及びその実現を図るための基本的な計画を総合計画として策定するものとする。

２　市長は、前項に規定する基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければならない。

３　各施策分野における個別計画は、総合計画との整合及び連動を図るものとする。

４　市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行うとともに、新たな行政需要等に対応するため、その見直しを行うものとする。

（行政手続）

第２１条　執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、不利益処分、行政指導及び届出に関し必要な事項を定め、透明で公正な行政手続の確保に努めるものとする。

（情報公開）

第２２条　市は、公正で開かれた市政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、市民等の知る権利を保障するとともに、市政に関する情報を積極的に公開し、提供することにより、市民等との情報の共有を図るものとする。

（個人情報保護）

第２３条　市は、公正で信頼される市政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱い、保護するとともに、自己に関する個人情報の閲覧等を求める市民の権利を保障するものとする。

（説明責任）

第２４条　執行機関は、公正で開かれた市政の進展を図るため、施策の実施に当たって、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めるものとする。

（財政運営）

第２５条　市長は、中長期的な展望に立ち、財源の効果的かつ効率的な活用を図り、財政の健全性の確保に努めるものとする。

２　市長は、市民に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより、財政状況や財務に関する資料を作成し、公表するものとする。

（行政評価）

第２６条　執行機関は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、施策等の成果及び達成度を明らかにする行政評価を実施し、結果を公表するものと

する。

（出資法人等）

第２７条　市長は、出資法人等（市が出資その他の財政上の援助等を行う法人等をいう。）について、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われ、また、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成されるよう必要な支援及び要請を行うものとする。

（危機管理）

第２８条　市は、市民等の身体、生命及び財産の安全性の確保及びその向上に努めるものとする。

２　市長は、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民等及び関係機関との連携及び相互支援を図るものとする。

（国際交流の推進）

第２９条　市は、国際化に対応するため、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。

第８章　国、他の地方公共団体等との連携

（国等との連携）

第３０条　市は、共通する課題を解決するため、国及び茨城県と相互に連携を図るよう努めるものとする。

（他の地方公共団体との連携）

第３１条　市は、他の地方公共団体と連携して、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行うよう努めるものとする。

第９章　改正

第３２条　市は、この条例について地域社会の変化等により改正の必要が生じた場合は、速やかに改正しなければならない。

附　則

この条例は、平成21年10月１日から施行する。

附　則（平成27年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

２　古河市コミュニティ活動助成金交付要綱

平成22年４月１日
告示第111号
改正　平成24年３月30日告示第79号
平成25年１月16日告示第11号
平成25年12月20日告示第345号
平成28年３月22日告示第59号
平成29年11月28日告示第305号
令和元年７月10日告示第163号
令和２年３月27日告示第107号
令和３年１月12日告示第８号
令和３年３月30日告示第105号
令和４年３月28日告示第72号
令和４年８月２日告示第197号
令和５年３月16日告示第48号

（趣旨）

第１条　この告示は、市民の自主的又は自発的なコミュニティ活動の健全な発展を図るため、予算の範囲内において事業助成金及び運営助成金（以下これらを「コミュニティ活動助成金」という。）を交付することに関し、古河市補助金等交付規則（平成17年規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第２条　コミュニティ活動助成金の助成対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）　地区コミュニティ　古河市住民自治組織設置規則（平成20年規則第30号）第２条に規定する地区において組織される団体であって次に掲げるもの

ア　第１地区コミュニティわたらせ

イ　第２地区コミュニティ「雪華」

ウ　第三地区珊瑚の会

エ　第４地区コミュニティ

オ　コミュニティあかしや

カ　第６地区コミュニティ

キ　第７地区コミュニティ

ク　第８地区コミュニティ

ケ　コミュニティ・エリア９

コ　第10地区コミュニティ

サ　第11地区コミュニティ径しるべ

シ　第12地区コミュニティ

ス　第13地区コミュニティ

セ　第14地区コミュニティさくら和の会

ソ　第15地区コミュニティ諸川竹とんぼ

タ　駒込学区手のひらの会

チ　第17地区ふれあいの会

ツ　じゅうにひとえの会

テ　八俣ふきの芽会

ト　名崎名の崎会

（２）　古河市コミュニティ推進協議会　前号に掲げる地区コミュニティで構成されるもの

（助成金の額等）

第３条　コミュニティ活動助成金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１）　事業助成金　助成対象者が行う事業に対し、１団体当たり１年度につき130万円を限度として交付するものとし、助成対象事業及び事業助成金の額については、別表に定めるところによる。

（２）　運営助成金　助成対象者の運営に要する経費に対し、１団体当たり１年度につき12万円を限度として交付する。

２　前項第１号の規定により別表に掲げる事業ごとに事業助成金を算定する

場合及び同項第２号の規定に基づき運営助成金を算定する場合において、当該算定して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（対象としない事業）

第４条　前条第１項第１号の場合において、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

（１）　市から補助金等の交付を受けている事業であるとき。

（２）　営利を目的とする事業であるとき。

（３）　特定の政治又は宗教に資する活動を目的とする事業であるとき。

（４）　専ら飲食を目的とするとき。

（申請）

第５条　助成対象者は、コミュニティ活動助成金の交付を受けようとするときは、次により市長に申請しなければならない。

（１）　事業助成金　事業助成金交付申請書（様式第１号）

（２）　運営助成金　運営助成金交付申請書（様式第２号）

（決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、コミュニティ活動助成金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、事業助成金（運営助成金）交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

（概算払）

第７条　前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）がコミュニティ活動助成金について概算払を受けようとするときは、事業助成金にあっては事業助成金概算払請求書（様式第４号）に、運営助成金にあっては運営助成金概算払請求書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に概算払の請求をしなければならない。

（１）　助成金交付決定通知書の写し

（２）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による請求に基づき、

事業助成金にあっては交付決定した事業助成金の90パーセント以内の額を、運営助成金にあっては交付決定した運営助成金の額を限度として、直ちに概算払により交付するものとする。この場合において、交付する額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（報告）

第８条　助成決定者は、事業助成金にあっては当該事業の終了後、運営助成金にあっては当該年度の末日までに速やかに実績報告書（様式第６号）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（１）　収支決算書

（２）　支出を証明する書類の写し

（３）　活動状況又は事業の実施状況を示す書類

（４）　その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、コミュニティ活動助成金の額を確定するものとし、事業助成金（運営助成金）交付確定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（請求等）

第１０条　助成決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに事業助成金（運営助成金）交付請求書（様式第８号）により市長に請求しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに当該コミュニティ活動助成金を交付するものとする。

（コミュニティ活動助成金の返還）

第１１条　市長は、助成決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コミュニティ活動助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（１）　既に交付を受けたコミュニティ活動助成金について第９条の規定による通知により余剰金が生じることとなったとき。

（２）　虚偽の申請によりコミュニティ活動助成金の交付を受けたとき。

（３）　不正な行為によりコミュニティ活動助成金の交付を受けたとき。

（４） その他この告示に違反する行為があったとき。

（補則）

第１２条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成22年４月１日から施行する。

（令和４年度及び令和５年度における事業助成金の額の特例）

２　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により中止等していたコミュニティ活動の再開促進等を図るため、令和４年度及び令和５年度における第３条第１項第１号及び別表の適用については、同号中「130万円」とあるのは「150万円」と、同表中「500,000円」とあるのは「700,000円」とする。

附　則（平成24年告示第79号）

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年告示第11号）

この告示は、平成25年１月16日から施行する。

附　則（平成25年告示第345号）

この告示は、平成26年１月６日から施行する。

附　則（平成28年告示第59号）

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年告示第305号）

（施行期日）

１　この告示は、平成29年12月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の古河市コミュニティ活動助成金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、施行日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

３　この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市コミュニティ活動

助成金交付要綱に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附　則（令和元年告示第163号）

（施行期日）

1　この告示は、令和元年７月10日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市コミュニティ活動助成金交付要綱に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附　則（令和２年告示第107号）

（施行期日）

1　この告示は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の古河市コミュニティ活動助成金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、施行日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市コミュニティ活動助成金交付要綱に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附　則（令和３年告示第８号）

この告示は、令和３年１月13日から施行する。

附　則（令和３年告示第105号）

（施行期日）

1　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附　則（令和４年告示第72号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市コミュニティ活動助成金交付要綱に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附　則（令和４年告示第197号）

この告示は、令和４年８月２日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（令和５年告示第48号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

助成対象事業及び事業助成金の額

助成対象事業	事業助成金の額
ア　イベント等の開催に関する事業 イ　環境美化活動に関する事業 ウ　防災・防犯活動に関する事業 エ　地域福祉活動に関する事業 オ　伝統文化普及活動に関する事業 カ　コミュニティ活動に関する事業で、市長が適当と認めるもの	事業に要する経費の３分の２以内の額とし、１回当たり500,000円を限度とする。
キ　広報紙発行事業	１回の発行部数が、 1,000部未満のとき。　15,000円 1,000部以上2,000部未満のとき。　20,000円 2,000部以上3,000部未満のとき。　30,000円 3,000部以上のとき。　40,000円

３　古河市市民活動支援センター事業に関する要項

（趣旨）

第１条　この要項は、コミュニティ活動の振興に寄与するよう実施する古河市市民活動支援センター事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施場所）

第２条　事業は、次の場所で実施する。

古河市市民活動支援センター古河	古河市長谷町 38 番 18 号
古河市市民活動支援センター総和	古河市下辺見 2401 番地
古河市市民活動支援センター三和	古河市仁連 2065 番地

（内容）

第３条　事業の内容は次のとおりとする。

（１）　印刷作業のための印刷機の設置

（２）　自治組織及び古河市内コミュニティ団体等に関する情報を提供するためのスペースの設置

（３）　簡易な打合せを行うための談話スペースの設置（古河市市民活動支援センター古河のみ）

（利用対象者）

第４条　事業の利用対象者は、次に掲げるものとする。

（１）　自治組織及び古河市内コミュニティ団体

（２）　古河市内に活動拠点がある市民活動団体（市内の活動や事業に使用するものに限る）

（利用の制限）

第５条　前条の規定に関わらず、以下の各号のいずれかに該当する者は当事業を利用できないものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資するおそれがあるとき。また、古河市暴力団排除条例（平成 23 年

条例第 32 号)第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定するものが関与し、又は経営する法人であるとき。

（2）政治活動または宗教活動を目的とする活動であると認められるとき。

（3）その他市民活動支援センターの運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

（休業日等）

第６条　事業の休業日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、管理上必要があると認めるときは、これを変更することができるものとする。

実施場所	古河市市民活動支援センター古河 古河市市民活動支援センター三和	古河市市民活動支援センター総和
休業日	１２月２８日から翌年１月４日まで	
	土曜日 日曜日 祝日	古河市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第３条（別表第１）に規定する古河市コミュニティセンター総和の休館日
利用時間	休業日を除く 午前９時から午後５時まで	休業日を除く 午前９時から午後５時まで

（利用の方法）

第７条　事業の利用に際しては、事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）から、利用しようとする日の２箇月前から利用する日までに、市民協働課へ連絡することによって事業の利用予約をさせ、当該事業の利用を予約した利用者から、その利用する日までに市民協働課又は市民協働課の指定する部署へ利用申込書（別記様式）を提出させることによって事業の利用申込みをさせるものとする。

（立入指示）

第８条　市の職員は、管理上必要があると認めるときは、随時事業実施場所に立ち入り、利用者に対し必要な指示を行うものとする。

２　前項に定めるもののほか、市の職員は、利用者に対し、次に掲げる事項について指示し、遵守させるものとする。

（１）　事業の利用終了後は、直ちに利用した場所を清掃し、備品等を原状に復すること。

（２）　事業の備品等を損傷し、又は滅失したときは、利用者の負担により補修等を行うこと。

（３）　次に掲げる事項その他市長が事業の利用に関し不適当と判断することをしないこと。

ア　事業に関する備品等について、許可なく現状を変更すること。

イ　事業に関する備品等を事業実施場所以外に持ち出すこと。

ウ　所定の場所以外で飲食又は喫煙すること。

エ　事業実施場所における物品の販売及び勧誘を行うこと。

（補則）

第９条　この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要項は、平成 21 年７月 31 日から施行する。

この要項は、平成 24 年１月１日から施行する。

この要項は、平成 25 年４月１日から施行する。

この要項は、平成 26 年４月１日から施行する。

この要項は、平成 30 年４月１日から施行する。

この要項は、平成 31 年１月１日から施行する。

この要項は、令和 ２年７月１日から施行する。

この要項は、令和 ３年４月１日から施行する。

この要項は、令和 ５年４月１日から施行する。

４　古河市コミュニティレンタル事業実施要綱

平成17年９月12日

告示第34号

改正　平成26年５月30日告示第160号

平成28年４月１日告示第101号

令和元年10月１日告示第232号

令和２年３月27日告示第106号

令和３年３月26日告示第93号

令和４年３月28日告示第73号

（趣旨）

第１条　この告示は、市が市民の自主的かつ自発的なコミュニティ活動を支援することにより、コミュニティの健全な発展とふれあいのある地域社会の形成を図るため、市内のコミュニティ団体が行う事業に必要な器具を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第２条　貸与の対象となるコミュニティ団体は、ふれあいや潤いにあふれた豊かで住みよい地域社会を築くことを目的に、市内で活動する各種の組織、団体及びグループ（以下「団体等」という。）とする。

（器具の種類）

第３条　貸与する器具の種類及び数量は、別表第１のとおりとする。

（貸与の申請）

第４条　器具の貸与を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、コミュニティレンタル事業器具使用許可申請書（様式第１号）により市長に申請しなければならない。

２　前項の申請は、器具の貸与を受けようとする日の２箇月前の日が属する月の初日からできるものとする。

（貸与の許可等）

第５条　市長は、前条第１項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、コミュニティレンタル事業器具使用許可書兼

領収書（様式第２号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

２　申請者は、前項の規定により許可書の交付を受けるときは、当該許可書の交付と同時に別表第２に規定するレンタル料を納入しなければならない。

３　第１項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として、使用予定日の前日に器具の貸与を受け、及び使用を終了した日の翌日に器具を返却しなければならない。

（使用許可の制限）

第６条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（２）　営利、政治又は宗教活動を目的とするとき。

（３）　器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

（４）　器具を管理する上で、支障があると認められるとき。

（使用者の遵守事項）

第７条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　使用する器具の取扱方法等については、事前に十分な説明を受けること。

（２）　器具は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

（３）　器具は、正しく使用し、器具を損傷するおそれのある行為をしないこと。

（４）　器具の使用に際しては、安全、衛生及び環境保全に十分留意し、他の者に迷惑や害を及ぼさないこと。

（５）　器具に原状に復すことのできない汚損等を生じたときは、速やかに担当者に報告し、指示に従うこと。

（６）　器具の返却に際しては、必ず清掃を行い、返却日を厳守すること。

（７）　前各号に掲げるもののほか、器具の管理上市長が必要と認める事項

（使用許可の取消し等）

第８条　市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

（１）　第６条各号に該当する事由が生じたとき。

（２）　前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。

（３）　その他市長が必要と認めるとき。

（損害賠償）

第９条　使用者は、使用者の故意又は過失により器具を滅失し、毀損し、又は汚損したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

２　使用者は、器具の使用に際し、自らが損害を被り、又は他の者に損害を与えた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償するものとし、市はその責めを負わない。

（管理台帳の整備）

第１０条　市長は、器具の貸与の状況を明確にするため、コミュニティレンタル事業管理台帳（様式第３号）を整備するものとする。

（庶務）

第１１条　この事業の庶務は、市民協働課において処理する。

（補則）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成17年９月12日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の三和町コミュニティレンタル事業実施要綱（平成６年三和町告示第62号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成26年告示第160号）

（施行期日）

１　この告示は、平成26年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に改正前の古河市コミュニティレンタル事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為については、なお従前の例による。

附　則（平成28年告示第101号）

（施行期日）

1　この告示は、平成28年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の古河市コミュニティレンタル事業実施要綱の規定は、施行日以後の申請に係る器具の貸与について適用し、施行日前にされた申請に係る器具の貸与については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市コミュニティレンタル事業実施要綱に規定する様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附　則（令和元年告示第232号）

（施行期日）

1　この告示は、令和元年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の古河市コミュニティレンタル事業実施要綱の規定は、令和元年10月１日以後に使用する器具のレンタル料について適用し、同日前に使用する器具のレンタル料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年告示第106号）

（施行期日）

1　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の古河市コミュニティレンタル事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

附　則（令和３年告示第93号）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の古河市コミュニティレンタル事業実施要綱第４条第２項の規定は、この告示の施行の日以後に行われる申請から適用する。

３　この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市コミュニティレンタル事業実施要綱に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附　則（令和４年告示第73号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の古河市コミュニティレンタル事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる申請から適用する。

別表第１（第３条関係）

ア　模擬店関係

<table>
<tr><th>器具の種類</th><th>数量</th><th>器具の種類</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>電動式かき氷機</td><td>２台</td><td>焼き鳥器（網付き）</td><td>２台</td></tr>
<tr><td>たこ焼き器</td><td>１台</td><td rowspan="2">大釜セット（大釜、木蓋、バーナー、かまど）</td><td rowspan="2">２セット</td></tr>
<tr><td>卓上鉄板焼き器</td><td>２台</td></tr>
<tr><td>綿菓子機</td><td>２台</td><td>ポップコーン機</td><td>２台</td></tr>
<tr><td>餅つき用臼、きね</td><td>２セット</td><td>ガス炊飯器</td><td>２台</td></tr>
</table>

イ　放送機器関係

器具の種類	数量
ワイヤレスマイクセット（ワイヤレスマイク２本、ワイヤレス受信機）	１セット

ウ　映像機器関係

器具の種類	数量
プロジェクターセット（プロジェクター、三脚スタンド式スクリーン、レーザーポインター）	１セット

エ　おはやし楽器関係

器具の種類	数量	器具の種類	数量
大太鼓セット	１セット	大鼓	５張り
附締太鼓セット	２セット	小鼓	５張り

別表第２（第５条関係）

器具の種類	１日当たりレンタル料
電動式かき氷機	（１台当たり）1,010円
たこ焼き器	500円
卓上鉄板焼き器	（１台当たり）1,010円
綿菓子機	（１台当たり）1,010円
ガス炊飯器	（１台当たり）1,010円
焼き鳥器	（１台当たり）500円
大釜セット	1,010円
ポップコーン機	（１台当たり）1,010円
ワイヤレスマイクセット	1,010円
プロジェクターセット	1,010円
おはやし楽器	1,010円
上記以外	無料

備考

１　レンタル料は、１日当たりレンタル料に器具を実際に使用した日数を乗じて算出するものとする。

２　上記１の計算においては、貸与又は返却のために要した日数であって、実際に器具を使用していない日数は算入しないものとする。